

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月23日
【会社名】	三櫻工業株式会社
【英訳名】	Sanoh Industrial Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹田 玄哉
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	茨城県古河市鴻巣758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長竹田玄哉は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価とともに、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告内部統制監査基準報告書第1号（2024年4月18日改正）財務報告に係る内部統制の監査 付録7 重要な事業拠点の選定方法に係る参考例を元に、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社23社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果及び過年度の内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は車輛配管をはじめとさまざまな自動車部品を製造・販売していることから、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮した結果、各事業拠点の重要性を判断する指標として、連結会社間取引消去後の売上高が適切であると判断いたしました。各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を多い方から順に合算していき、内部統制の状況や主力事業外の事業拠点を踏まえ、三櫻工業を含む売上高の合計が全体の7割を超える最初の拠点までを重要拠点としております。これより、当事業年度の内部統制上は、三櫻工業、サンオー アメリカ インコーポレーテッド、サンオー インダストリアル デ メキシコ S.A.DE C.V、ガイガー オートモーティブ GmbH、エイブル サンオー インダストリーズ（1996）カンパニー リミテッド及びサンオー インディア プライベート リミテッドの6事業拠点を「重要な事業拠点」としました。当社は主に製造及びその製品販売により収益獲得活動を行っていることから、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至るプロセスを評価の対象といたしました。さらに、当社グループの事業内容及びリスクの評価に基づき、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲については、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスとして、「税金・税効果」「固定資産の減損」を評価対象にいたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。